

令和4年8月4日

各幼稚園長
各小・中・高等学校長
広島中等教育学校長 様
広島特別支援学校長

教職員課
服務・健康管理担当課長
健康教育課
学校安全対策担当課長

新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について（通知）

このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

については、全ての年代において、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、医療のひっ迫を回避し、医療機関や保健所等が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に関する取扱い等が下記のとおりとなりましたので、適切に対応してください。

なお、本市においては、新型コロナウイルス感染症患者に対する連絡の更なる迅速化のため、8月1日より重症化リスクの低い患者には、原則として電話による疫学調査を行わず、SMS（ショートメッセージ）で療養中の注意事項等について情報提供する方法に変更されました。

この変更により、重症化リスクの低い患者は、自ら健康観察を行うこととなり、保健センターからの療養解除の連絡はありません。リーフレット「新型コロナウイルス感染症の診断から療養解除までの流れ」を添付しますので、変更点を踏まえ、適切に対応していただくよう教職員への周知をお願いします。参考 URL (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/korona/291440.html>)

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について
 - 新型コロナウイルスへの感染が確認され、又は濃厚接触者として特定された教職員や児童生徒等が、療養期間又は待機期間を経て、学校に出勤、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はありません。
 - ※ 自治体によっては、症状が軽い又は無症状の方が、自らが検査した結果を、行政が設置し医師を配置する健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることを可能としているところもありますが、現時点では、本市では別紙リーフレットのとおり対応することとなっています。
- 2 濃厚接触者の待機期間の見直しについて
 - 令和4年7月22日の改正により濃厚接触者の待機期間の見直し（7日間から5日間への短縮等）が行われましたが、見直し後も、7日間が経過するまでは引き続き一定の発症リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求めるとされました。

担 当 教職員課 大前主事（504-2511）
保健・安全係 山根指導主事（504-2491）